(下線部分は変更箇所)

改定後

お客様が、SBI VCトレード株式会社(_以下「当社」といいます。)<u>若しくは他の</u> <u>お客様</u>と暗号資産の売買(現物取引)_及び暗号資産関連デリバティブ取引(暗号資 産の現物の受渡を行わずに、事前に取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金 決済(売買価格差等に相当する金銭の授受のみによる決済)により行う取引であり、 売買の目的となっている暗号資産(の建玉)の売戻し又は買戻し等をした時に、差金 の授受によって決済する取引をいい、以下「レバレッジ取引」といいます。)(以下、 総称して「本取引」といいます。)を行うにあたっては、本暗号資産取引説明書をサ ービス総合約款とともに十分にお読み頂き、その内容をご理解頂く必要がございま す。

以下現行通り

《本取引のリスク等重要事項について》

- 1. 現行通り
- 2. 本取引について
- (1) 本取引の内容は、当社が提示する価格によって、お客様と当社と<u>相対して</u>暗号資産の売買を行う<u>販売所</u>取引<u>(店頭取引)とお客様と他のお客様との売買を当社が媒</u>介する取引所取引(板取引。現物取引のみ)になります。
- (2)~(9) 現行通り
- (10) 本取引に係る手数料の詳細については、__「18.手数料」をご参照ください。

現行

お客様が、SBI VC トレード株式会社(旧 TaoTao 株式会社。以下「当社」といいます。)と 暗号資産の売買(現物取引)、暗号資産同士の交換取引及び暗号資産関連デリバティブ取引 (暗号資産の現物の受渡を行わずに、事前に取引金額の一部を証拠金として預託した上で 差金決済(売買価格差等に相当する金銭の授受のみによる決済)により行う取引であり、売買の目的となっている暗号資産(の建玉)の売戻しまたは買戻し等をした時に、差金の 授受によって決済する取引をいい、以下「レバレッジ取引」といいます。)(以下、総称して「本取引」といいます。)を行うにあたっては、本暗号資産取引説明書をサービス総合約款とともに十分にお読み頂き、その内容をご理解頂く必要がございます。以下省略

《本取引のリスク等重要事項について》

- 1. 省略
- 2. 本取引について
- (1) 本取引の内容は、当社が提示する価格によって、お客様と当社との間で暗号 資産の売買を行う相対取引です。
- (2)~(9) 省略
- (10) 本取引の手数料等は、「無料」となります。但し、レバレッジ取引においてレバレッジ手数料が生じます。詳しくは、「18.手数料」をご参照ください。

	「旅部分は変更固別
改定後	現行
(11)~(12) 現行通り	(11)~(12) 省略
レバレッジ取引 (暗号資産証拠金取引) に関しての注意事項 (1)~(4) 現行通り	レバレッジ取引 (暗号資産証拠金取引) に関しての注意事項 (1)~(4) 省略
(5) レバレッジ取引では、損失額が一定の水準を超える場合、当社が定めた方法により、 <u>追加証拠金制度及び</u> お客様のポジション(建て玉)を自動的に決済するロスカット制度を設けています。当該制度はお客様資産の一定額を保証するものではなく、相場状況によりお客様の損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。	(5) レバレッジ取引では、損失額が一定の水準を超える場合、当社が定めた方法により、お客様のポジション(建て玉)を自動的に決済するロスカット制度を設けています。当該制度はお客様資産の一定額を保証するものではなく、相場状況によりお客様の損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。
(6) ~(14) 現行通り	(6) ~(14) 省略
本取引のルール及び概要	本取引のルール及び概要
1. 取引の態様及び取引方式	1. 取引の態様及び取引方式
① 資金決済法第2条第7項第1号に定義する暗号資産の売買	① 資金決済法第 2 条第7項第1号に定義する暗号資産の売買又は他の暗号資産 との交換
② 資金決済法第2条第7項第2号に定義する暗号資産の売買の媒介、取次ぎ又は代理	追加
③ 資金決済法第2条第7項第3号に定義する①の行為に関する利用者の法定通貨又は	② 資金決済法第 2 条第7項第3号に定義する①の行為に関する利用者の法定通
暗号資産の管理	貨又は暗号資産の管理
④ 金融商品取引法第2条第8項第4号に係る暗号資産関連店頭デリバティブ取引及び	③ 金融商品取引法第2条第8項第4号に係る暗号資産関連店頭デリバティブ取
その媒介	引およびその媒介

	(下線部分は変更箇所)
改定後	現行
となります。	となります。
2. 取引方式	2. 取引方式
(1) 現物取引	(1) 現物取引
現物取引は、当社が提示した価格で当社自身がお客様の相手方となり、売買を成立	現物取引は、当社が提示した価格で当社自身がお客様の相手方となり、売買を
させる <u>販売所取引(店頭取引)とお客様と他のお客様との売買を当社が媒介する取</u>	成立させる店頭取引となります。
<u>引所取引(板取引)</u> となります。	
(2) レバレッジ取引	(2) レバレッジ取引
レバレッジ取引は <u>販売所取引(店頭取引)となりますが、</u> 暗号資産の現物の受渡を	レバレッジ取引は、暗号資産の現物の受渡を行わずに、事前に取引金額の一部
行わずに、事前に取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済(売買価格	を証拠金として預託した上で差金決済(売買価格差等に相当する金銭の授受の
差等に相当する金銭の授受のみによる決済)により暗号資産の売買を行う取引であ	みによる決済) により暗号資産の売買を行う取引であり、売買の目的となって
り、売買の目的となっている暗号資産(の建玉)の売戻し <u>又</u> は買戻し等をした時	いる暗号資産(の建玉)の売戻しまたは買戻し等をした時に、差金の授受によ
に、差金の授受によって決済する取引となります。	って決済する取引となります。
なお、当社は、 <u>販売所取引(店頭取引)における</u> 現物取引及びレバレッジ取引に関	なお、当社は、現物取引及びレバレッジ取引に関して、価格変動リスクを軽
して、価格変動リスクを軽減するために、カバー取引を行っております。当社の判	減するために、カバー取引を行っております。
断での下記のカバー先(暗号資産の流動性供給者)との取引となります。	以下省略
以下現行通り	
3. 取扱通貨 現行通り	3. 取扱通貨 省略
4. 取扱通貨詳細	4. 取扱通貨詳細
取引の対象取引の対象となる暗号資産銘柄(銘柄ペア)、取引単位、呼値の単位、一	取引の対象取引の対象となる暗号資産銘柄(銘柄ペア)、取引単位、呼値の単

-					(下線部分は変更箇所)
改定後					現行
回あたりの最小、最大注文数量は下記のとおりです。			です。		位、一回あたりの最小、最大注文数量は下記のとおりです。
(1) 現物取引					(1) 現物取引
① 販売所取引()	古頭取引)_				追加
図表 現行通り					図表 省略
②取引所取引(坂取引)_				
銘柄ペア	取扱単位	呼値の	1回当たり	<u>1回当たり</u>	
<u> </u>	<u> </u>	<u>単位</u>	最小発注数量	最大発注数量	
BTC/JPY	<u>0.000001</u>	<u>1</u>	<u>0. 000001</u>	<u>20</u>	
ETH/JPY	<u>0. 00001</u>	<u>1</u>	<u>0. 00001</u>	200	
XRP/JPY	<u>1</u>	<u>0. 001</u>	<u>1</u>	<u>1, 000, 000</u>	
LTC/JPY	<u>0.0001</u>	<u>0.1</u>	<u>0.0001</u>	<u>4, 000</u>	
BCH/JPY	<u>0.0001</u>	<u>0.1</u>	<u>0.0001</u>	<u>1, 500</u>	
DOT/JPY	<u>0. 001</u>	<u>1</u>	<u>0.001</u>	<u>25, 000</u>	
LINK/JPY	<u>0. 001</u>	<u>1</u>	<u>0.001</u>	<u>30, 000</u>	
(2) ~5. 取扱暗-	号資産の概要 玛	見行通り			(2) ~5. 取扱暗号資産の概要 省略
6. 取引価格					6. 取引価格
*販売所取引(店	頭取引)_				追加
以下現行通り					以下省略

	(下線部分は変更箇所)_
改定後	現行
*取引所取引(板取引)	追加
(1) 取引所取引(板取引)においては、「競争売買の原則」(価格優先の原則(売	<u>9 注</u>
文については最も低い価格の注文が、買い注文については最も高い価格の注文が、	<u>\$</u>
た、価格を指定する「価格指定注文」よりも価格を指定しない「成行注文」が優先	<u>:</u>
<u>る方式)と、時間優先の原則(同じ価格の売買注文がある場合には、時間的に先に</u>	<u>··発</u>
注された注文を優先する方式)に基づき、需給に応じた価格を提示する原則)に基	<u>:</u>
いて取引価格を決定しております。	
(2) 当社は、お客様に提示する取引価格に関して、他の複数の暗号資産取引所の関	<u>校引</u>
価格との比較を常時行っております。当社の提示する取引価格が、それらの価格が	<u>'È</u>
大幅に乖離した場合、公正な取引価格を提示及び約定するために、当社による価格	<u>·提</u>
<u>示を一時的に停止することがあります。</u>	
7. 取引時間 現行通り	7. 取引時間 省略
8. 注文の種類・指示・方法	8. 注文の種類・指示・方法
注文の種類は、以下のとおりとなります。	注文の種類は、以下のとおりとなります。
(1) 現物取引	(1) 現物取引
① 販売所取引(店頭取引)	追加
以下現行通り	以下省略
② 取引所取引 (板取引)	追加

改定後		現行
成行注文	レートが連続的に顧客画面に提示され、お客様は任意 のタイミングでそれをクリックすることにより発注が 可能となる注文です。 なお、お客様は任意の幅でスリッページを設定でき、 設定したスリッページ幅内のみで注文が約定され、幅 を超えた場合は失効します。 又、注文後、未約定(有効)の取引は週次で実施する メンテナンス時に失効され(取消され)ます。 FAK (Fill and Kill): 一部約定後に未執行数量が残った場合、残数量は失効されます。	
指値注文	お客様が価格を指定して発注する注文です。 注文後、未約定(有効)の取引は週次で実施するメンテナンス時に失効され(取消され)ます。 なお、お客様の誤発注を防止するため、発注時点の実 勢価格から 40%以上乖離した発注は行えません。 FAS (Fill and Store): 一部約定後に未執行数量が残った場合、残数量は有効のままとなります。	
(2) レバレッジ取引		(2) レバレッジ取引
ストリーミング注文	上記(1) ①をご参照ください。	ストリーミング注文 上記(1)をご参照ください。

(下線部分は変更箇所)

改定後

FIF0 注文	現行通り
指値注文	上記 (1) ①をご参照ください。
逆指値注文	上記(1)①をご参照ください。
一括決済注文	現行通り
クイック決済注文	現行通り

(3) 現行通り

注文の指示・方法は以下のとおりとなります。

[※指定のない箇所については販売所取引(店頭取引)、取引所取引(板取引)共 通]

- ・現行通り
- ・現行通り
- ・<u>成行注文、</u>指値注文の有効期限はありません。ただし、サービスの更新等により注 文が取消されることがあります。
- ・現行通り
- ・現行通り
- ・現行通り
- ・なお、当社では<u>販売所取引(店頭取引)においては</u>、現物取引とレバレッジ取引の 双方をお客様に提供しており、現物取引における約定価格とレバレッジ取引における 約定価格とが大きく乖離しないように努めることといたします。
- ・また、<u>販売所取引(</u>店頭取引<u>)</u>の場合にはお客様と当社の間で取引が行われることから、一般的に利益相反が生じる可能性は否定できません。当社では、出来るだけ公

現行

FIF0 注文	省略
指値注文	上記(1)をご参照ください。
逆指値注文	上記(1)をご参照ください。
一括決済注文	省略
クイック決済注文	省略

(3) 省略

注文の指示・方法は以下のとおりとなります。

追加

- 省略
- 省略
- ・指値注文の有効期限はありません。ただし、サービスの更新等により注文が取 消されることがあります。
- 省略
- 省略
- 省略
- ・なお、当社では現物取引とレバレッジ取引の双方をお客様に提供しており、現物取引における約定価格とレバレッジ取引における約定価格とが大きく乖離しないように努めることといたします。
- ・また、店頭取引の場合にはお客様と当社の間で取引が行われることから、一般 的に利益相反が生じる可能性は否定できません。当社では、出来るだけ公正な

改定後	現行
で、正な価格の安定的な提示やリスク評価から妥当と目されるレベルのスプロ等に努めることにより利益相反が生じる可能性を可能な限り減ずるように・当社においては、別途公正な取引価格を提示・約定するための方針におているとおり、お客様が販売所取引(店頭取引)における価格と取引所取引(店頭取引)における価格と取引所取引(店頭取引)における価格と取引所取引(店頭取引)における価格と取引所取引)における価格を比較しやすい体制を構築し、お客様のご判断に資するおります。詳細は、別途公表しております「最良執行方針」をご確認く方	レッドの設定 価格の安定的な提示やリスク評価から妥当と目されるレベルのスプレッドの設定 定等に努めることにより利益相反が生じる可能性を可能な限り減ずるように致 します。 します。 ・ 追加 ることとして
9. ~17. 現行通り	9. ~17. 省略
(1)現物取引	(1)現物取引
① 販売所取引(店頭取引)	追加
現物取引手数料 無料	現物取引手数料無料
クイック入金手数料 無料 <u>※1</u>	クイック入金手数料 無料
出金手数料 無料 <u>※1</u>	出金手数料無料
暗号資産出庫手数料 無料 <u>※1</u>	暗号資産出庫手数料 無料
積立サービス利用手数料 無料 <u>※1</u>	積立サービス利用手数料 無料
※1:②取引所取引(板取引)と共通	追加
② 取引所取引 (板取引)	
<u>メイカー手数料率</u> <u>-0.01%</u>	
<u>テイカー手数料率</u> <u>0.05%</u>	

改定後	現行
※ メイカーとは板に出ていない注文を新たに並べる取引参加者のことを指し、テイカ	
一は既に板に並んでいる価格で注文を出す取引参加者のことを指します。	
※ メイカー手数料にはマイナス手数料を採用し、メイカーとして約定した場合、約定	
代金に応じて当社からお客様にお支払いいたします。	
※ 指値注文が約定した場合は全てメイカー手数料が適用されます。	
(2) 現行通り	(2) 省略
(3) レバレッジ手数料	(3) レバレッジ手数料
お客様のレバレッジ取引による建玉ごとに毎日レバレッジ手数料がかかります。	お客様のレバレッジ取引による建玉ごとに毎日レバレッジ手数料がかかりま
毎日算出し、当社ウェブサイトにて公表したレバレッジ手数料は、当該日の EOD (公	す。毎日算出し、当社ウェブサイトにて公表したレバレッジ手数料は、当該日
表日の翌朝6時59分59秒)のポジションをロールオーバーした時に適用されます。	の EOD (公表日の翌朝 6時 59分 59秒) のポジションをロールオーバーした時 に適用されます。
当社のレバレッジ手数料は以下の算式により算出した料率を、1日毎に適用します。	当社のレバレッジ手数料は以下の算式により算出した料率を、1 日毎に適用し
なお、 <u>下記計算結果</u> が正の値の場合は、当該額 <u>の 110%</u> をお客様から徴収、負の値の	ます。
場合は 90%をお客様に付与いたします。	なお、料率が正の値の場合は、当該額をお客様から徴収、負の値の場合はお客
	様に付与いたします。
【計算式】レバレッジ手数料= <u>(EOD 時点の建玉)×</u> [{(LP の提示する当該日のファ	【計算式】レバレッジ手数料率= [{(LP の提示する当該日のファンディング・
ンディング・レート) - (当該日の日本円1週間のTIBOR)} /365]	レート) - (当該日の日本円 1 週間の TIBOR)} /365]
以下現行通り	以下省略
19. (1)~ (3) 現行通り	19. (1)~ (3) 省略

改定後	現行
(4) 解約のお手続きの時点で、お客様の当社における口座にお預けの各暗号資産につ	追加
いて、その残高が取引の最小単位に満たない場合、解約に伴う費用として当社が申	
し受けます。	
(5) 本口座閉鎖を希望されるお客様は、当社が別途定める手続きにより、本契約を解	(4) 本口座閉鎖を希望されるお客様は、当社が別途定める手続きにより、本契約
約し、本口座を閉鎖することができます。	を解約し、本口座を閉鎖することができます。
20. ~25. 現行通り 	20. ~25. 省略
(2022年6月22月現在)	(2022 年 4 月 13 日現在)
(2022 年 <u>6</u> 月 <u>22</u> 日現在)	(2022 年 4 月 13 日現任)
以上	以上